

## 箕面 EXPO 共創プラットフォーム設置要領

### (名称)

第1条 本会は、「箕面 EXPO 共創プラットフォーム」(以下、「プラットフォーム」という)と称する。

### (目的)

第2条 本プラットフォームは、2025年大阪・関西万博を契機に、“市の魅力”“市民のまちへの愛着”“地域経済”のより一層の向上を図るため、本市、民間事業者・大学・団体等(以下、「事業者等」という)及び多様な市内イベント実施主体等、箕面 EXPO に関わる者のパートナーシップを深め、共創を促進することによって、市内で実施される各種イベントをよりサステナビリティ(持続可能)なものにブラッシュアップすること又は新たなイベントを創出することを目的とする。

### (会員)

第3条 本プラットフォームは、本市、前条の目的に賛同する事業者等及びイベント実施主体等により組織する。

### (事業)

第4条 本プラットフォームでは、次の取組みを行う。

- (1) 社会的、経済的価値を有する取組みを共に創出するための会員同士の意見交換及び連携
- (2) 会員相互の情報、ノウハウ等の共有及び会員同士のマッチング
- (3) 箕面 EXPO に関する情報発信、機運醸成
- (4) その他、第2条の目的を達成するために必要な取組み

### (入退会)

第5条 本プラットフォームへの参加を希望する事業者等及びイベント実施主体等は、登録申請フォームから事務局へ申し出ることができる。

2 事務局は前項により申し出があった場合は、内容を確認し、申請者の活動が次の各号に該当すると認められる場合は、当該申請者の参加は認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反する場合
- (2) 本市の施策や規定等に反する、又は抵触する場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げるものに該当する場合
- (4) 政治的活動や宗教の勧誘などに関連性がある場合
- (5) 上記のほか、公共性、公平性に問題があると事務局が判断した場合

3 本プラットフォームから退会する場合は、その旨を事務局へ申し出ることにより退会することができる。

4 前項の他、第2条の目的に反する活動及びプラットフォームの場を著しく乱したと事務局が認めた場合は、事務局は通知のうえ、当該会員を退会させることができる。

(入会費等)

第6条 本プラットフォームへの入会費及び年会費は無料とする。

(設置期間)

第7条 本プラットフォームの設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(事務局)

第8条 本プラットフォームの事務局は箕面市地域創造部箕面営業室に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月14日から施行する。